

令和7年度 亀山市保育所等利用案内

(子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用)

- ※ 関認定こども園アスレ(1号認定)の入所案内は別冊になっています。
※ 私立認定こども園(1号認定)については、直接園へお申し込みください。



【受付期間(※原則土・日・祝日を除く)】

- ・1次募集 令和6年10月16日(水) ～ 令和6年10月31日(木)
- ・2次募集 令和6年11月 1日(金) ～ 令和7年 1月10日(金)
- ・3次募集 令和7年 1月14日(火) ～ 令和7年 3月 5日(水)
- ・随時募集 (令和7年4月から毎月利用調整を行います)

※利用開始を希望する日の属する月の前月5日まで(5日が土日祝の場合は翌開庁日)

【受付窓口】

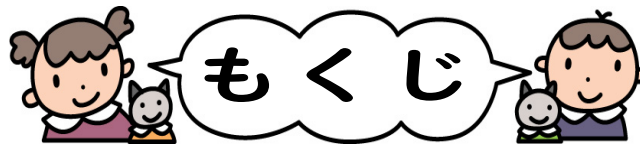
- ・亀山市総合保健福祉センター「あいあい」11番窓口(子ども政策課保育サポートグループ)
- ・関支所1F 地域サービス室 ※1次募集期間のみ

亀山市子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ

TEL 0595-96-8822

FAX 0595-82-8180

Mail hoiku@city.kameyama.mie.jp



◇お申込みの前に

- ・令和7年度のクラス年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ・0歳クラス利用可能日早見表・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ・対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

I 利用に関する手続きについて		IV 亀山市内の保育所等	
1	手続きの流れ	1	亀山市内の保育所等一覧
2	教育・保育給付認定について	24	保育所等地図
(1)	認定と区分	25	保育所等の保育内容等について
(2)	保育の必要量の認定	26	(1) 利用時間（保育時間）
(3)	認定期間	26	(2) 延長保育
(4)	教育・保育給付認定の手続き		
(5)	その他教育・保育給付認定に関すること		
3	保育所等の利用申込み		
(1)	保育所等の利用申込みができる方		
(2)	利用申込み時期・方法		
(3)	その他利用申込みに関すること		
(4)	必要書類		
(5)	広域利用		
II 利用調整について		V 保育所等に関するFAQ	
1	利用調整基準	28	利用申込みに関すること
2	利用調整の結果について	28	認定・利用申込書類に関すること（記入方法、証明書など）
3	その他利用調整に関すること	29	転園に関すること
		29	利用調整に関すること
		30	利用者負担額（保育料）に関すること
		31	その他
III 利用者負担額等について			
1	利用者負担額等		
(1)	利用者負担額の算定方法		
(2)	副食費の免除		
(3)	利用者負担額等の切替		
(4)	利用者負担額等の支払方法		
(5)	その他利用者負担額等に関すること		
2	その他の費用		
3	幼児教育・保育の無償化		



◇ お申込みの前に

<令和7年度のクラス年齢>

クラス	生年月日
0歳	令和 6年(2024年) 4月2日 ~ ※
1歳	令和 5年(2023年) 4月2日 ~ 令和 6年(2024年) 4月1日
2歳	令和 4年(2022年) 4月2日 ~ 令和 5年(2023年) 4月1日
3歳	令和 3年(2021年) 4月2日 ~ 令和 4年(2022年) 4月1日
4歳	令和 2年(2020年) 4月2日 ~ 令和 3年(2021年) 4月1日
5歳	平成31年(2019年) 4月2日 ~ 令和 2年(2020年) 4月1日

※ 0歳クラスは、満6か月を迎えた月の翌月の初日以降に利用可能になります。
0歳クラスをお申込みする際は、次の0歳クラス利用可能日早見表にて利用可能日をご確認ください。

<0歳クラス利用可能日早見表>

生年月日	利用可能日
令和 6年 4月 2日 ~ 9月30日	令和 7年 4月 1日以降
令和 6年10月 1日 ~ 10月31日	令和 7年 5月 1日以降
令和 6年11月 1日 ~ 11月30日	令和 7年 6月 1日以降
令和 6年12月 1日 ~ 12月31日	令和 7年 7月 1日以降
令和 7年 1月 1日 ~ 1月31日	令和 7年 8月 1日以降
令和 7年 2月 1日 ~ 2月28日	令和 7年 9月 1日以降
令和 7年 3月 1日 ~ 3月31日	令和 7年10月 1日以降
令和 7年 4月 1日 ~ 4月30日	令和 7年11月 1日以降
令和 7年 5月 1日 ~ 5月31日	令和 7年12月 1日以降
令和 7年 6月 1日 ~ 6月30日	令和 8年 1月 1日以降
令和 7年 7月 1日 ~ 7月31日	令和 8年 2月 1日以降
令和 7年 8月 1日 ~ 8月31日	令和 8年 3月 1日以降

<対象施設>

次の表は、小学校就学前の児童を対象とした主な教育・保育施設の一覧です。
このうち、保育所、認定こども園及び地域型保育（小規模保育事業所）（以下、「保育所等」といいます。）が、この利用案内で申込みの対象としている施設です。（詳細 P24）

施設	内容	対象年齢	施設数
保育所	就労や疾病などを理由に家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設	0～5歳	公立：8 私立：3
認定こども園 ※1	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	0～5歳	公立：1 私立：3
地域型保育 （小規模保育事業所）	保育所より少人数（19人以下）で、0歳児から2歳児までの保育を行う施設	0～2歳	私立：2 （A型※2）
幼稚園	幼児期の教育を行う施設	3～5歳	公立：4

※1 関認定こども園アスレの1号認定（＝幼稚園部分）の申込みは別になります。
私立認定こども園の1号認定の利用申込みは、園へ直接お申込みください。

※2 小規模保育事業所A型

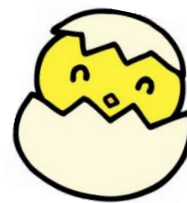
定員6～19人の範囲内で、0歳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人に、さらに1人を加えた数の保育士が保育をする事業所です。

小規模保育事業所卒園予定児については、優先して次の保育所等へ継続利用できるよう利用調整上においてランクの引上げや調整指数の加点を行います。（参照P14、15）



I 利用に関する手続きについて

1 手続きの流れ



①利用案内・申請書類を取得

窓口又は市ホームページから必要書類を取得します。

②教育・保育給付認定の申請

必要な書類を揃えて、市に教育・保育給付認定の申請と、施設の利用申込みをします。

◇利用調整

市が、保護者からの申請内容を市が定める基準に照らして優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行います。

③利用調整結果の受取り

市が利用調整した結果を郵送します。（内定又は保留。）

◇利用調整の結果が保留の場合

希望された施設・事業所に利用が決まらない場合には、「子育て支援施設利用保留通知」を郵送します。

これにより、年度内に限り、翌月以降も利用調整の対象になります。

提出した書類の内容に変更が生じる場合は、届け出が必要になります。

また、利用の必要がなくなった場合は、利用申込みの取下げを行ってください。

④各施設・事業者と面接

利用が内定した場合は、各施設・事業者と面接を行います。

⑤支給認定証、入所承諾書、利用者負担額決定通知書の受取り

利用開始月の前月末頃に市から郵送します。

◇利用者負担額等の決定

市が、課税情報や世帯の状況をもとに利用者負担額（保育料）の算定または副食費の免除の判定をします。

利用開始

2 教育・保育給付認定について

(1) 認定と区分

「子ども・子育て支援新制度」では、小学校就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「給付制度」、「教育・保育給付認定制度」が導入されています。保育所等を利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担します。そのため、給付対象の施設や事業を利用するためには、教育・保育を受けるための認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

この認定は、児童の年齢や保育の必要性の有無によって区分けしています。このうち保育所等を利用できるのは、2号認定もしくは3号認定を受けた児童です。

また、利用にあたっては別途、施設・事業の利用の申込みを行い、利用の承諾を受ける必要があります。

<教育・保育給付認定区分>

認定区分	対象年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる主な施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	認可保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	認可保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育（小規模保育事業所など）

保育認定（2・3号）を受けられるのは、児童の保護者が以下の「保育の必要性の事由」のいずれかに該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合です。

保育の必要性の事由	保育の必要性の事由の定義
1 就 労	(1) 保護者が居宅外で原則として月48時間以上労働することを常態としているものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。（利用開始から1か月以内の就労） (2) 保護者が居宅内で原則として月48時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。（内職従事者を含む。）
2 妊娠・出産	保護者が出産又は出産予定日の5か月前から産後12か月の期間にあって、出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。
3 疾病・障がい	(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、月12日以上かつ週12時間以上の安静が必要で、児童の保育に支障があると認められるもの。 (2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級に判定されたもの。 (4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障がいの程度によって児童の保育に支障があると判断されるもの。

保育の必要性の事由	保育の必要性の事由の定義
4 介護・看護 保護者が、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	（１）親族が治療等に原則として１か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 （２）親族が療育手帳の交付を受けているもの。 （３）親族が身体障害者手帳の交付を受け１級から３級に判定されたもの。 （４）親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 （５）親族が（２）～（４）の判定がないものであっても、障がいの程度によって常時介護を要すると認められるもの。 （６）常時介護とは、病院等で原則として月１２日以上かつ月４８時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障がい者等があり、その介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別学校及び障がい児（者）施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月１２日以上かつ週１２時間以上付き添いをしているものを含む。
5 災害復旧	保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。
6 求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）をすることを常態としているもの。ただし、３か月の範囲内（効力が発生した日の翌々月の末日まで）で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。
7 就学	（１）保護者が原則として１日４時間以上、月１２日以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法第１条に規定する学校、同法第１２４条に規定する専修学校、同法第１３４条第１項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 イ 職業能力開発促進法第１５条の７第３項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第２７条第１項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第４条第２項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。
8 その他保育が必要な状態にあると福祉事務所長が認める場合（児童虐待・DV）	（１）児童虐待の防止等に関する法律第２条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 （２）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。
9 その他保育が必要な状態にあると福祉事務所長が認める場合（育児休業中における児童福祉の観点からの利用継続）	（１）保護者の育児休業開始日において、児童が次年度に就学を控えているもの。 （２）３歳以上の児童について、当該地域に容易な受け入れ先がない場合に、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。 （３）３歳未満の児童については、育児休業を取得する４か月前から利用している場合で、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される状況であり、当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。
10 その他保育が必要な状態にあると福祉事務所長が認める場合（その他）	（１）別居の親族を常時介護または看護しているもの。 （２）ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉事務所長が判断したもの。 （３）その他児童福祉の観点から福祉事務所長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。

(2) 保育の必要量の認定

2号認定及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

保育の必要量の区分	保育を利用できる時間
保育標準時間	一日あたり最長11時間（主にフルタイム就労を想定した利用時間）
保育短時間	一日あたり最長8時間（主にパートタイム就労を想定した利用時間）

- ★ 保育時間の設定は施設ごとに異なります。（参照P26）
- ★ 保育の必要量を超える利用は「延長保育」となり、別途延長保育料がかかります。（参照P26）
- ★ 保育標準時間における延長保育を利用する場合は、事前申込みが必要です。
- ★ 延長保育を実施していない施設もあります。（詳細P26）

保育の必要量の認定は、保育の必要性の事由によって決まります。

保育の必要性の事由	保育の必要量
就 労	就労時間が月120時間以上：保育標準時間 就労時間が月48時間以上120時間未満：保育短時間
妊娠・出産	①出産予定日又は出産日の前後各2か月：保育標準時間又は保育短時間 ②出産予定日の前5か月から出産日までの期間で①の期間外：原則、保育短時間 ③産後12か月までの期間で①の期間外：保育短時間
疾病・障がい	保育標準時間又は保育短時間
介護・看護	介護・看護に係る時間が月120時間以上：保育標準時間 介護・看護に係る時間が月48時間以上120時間未満：保育短時間
災害復旧	保育標準時間又は保育短時間
求職活動	保育短時間
就 学	就学に係る時間が月120時間以上：保育標準時間 就学に係る時間が月48時間以上120時間未満：保育短時間
そ の 他	保育標準時間又は保育短時間（福祉事務所長が必要と認める時間）



(3) 認定期間

教育・保育給付認定の有効期間（認定期間）は、保育の必要性の事由により異なります。

保育の必要性の事由	認定期間
就 労 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	小学校就学前まで（最長） ※就労に雇用期限がある場合は当該期限まで
妊娠・出産	出産予定日から起算して5か月前にあたる日が属する月の初日から 出産日から起算して12か月が経過する日の翌日が属する月の末日まで
求 職 活 動	効力が発生した日の翌々月の末日まで
就 学	効力発生日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
そ の 他	福祉事務所長が必要と認める期間

※ 満3歳未満（3号認定）の場合、有効期間の最長は「児童が満3歳に到達する前日（＝誕生日の前々日）まで」となります。3歳の誕生月の初日において、保育の必要性について特に変わらないことが確認されたときは、満3歳以上保育認定（2号認定）に変更します。

※ 保育の必要性の事由に該当しなくなったと認められる場合は、有効期間内であっても認定を取消することがあります。

(4) 教育・保育給付認定の手続き

- ① 教育・保育給付認定申請書の提出
市担当課へ『教育・保育給付認定申請書』等認定に必要な書類（参照P10～）を提出してください。
- ② 教育・保育給付認定の審査
市がご提出いただいた書類をもとに保育の必要性の事由についての審査をします。
同時に保育所等の利用調整（参照P13～）を行い、結果を郵送します。
- ③ 各施設・事業者と面接
市が利用施設内定後、各施設において面接を行います。
- ④ 保育の必要量の決定、支給認定証の交付
市が面接内容をもとに保育の必要量と認定の決定を行い、『支給認定証』を発行・郵送します。

(5) その他教育・保育給付認定に関すること

- ・ 保育の必要性の事由が変わる等認定の内容に変更が生じる場合は、すみやかに教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。
- ・ 新年度の利用に向けての申請については、申請が一定期間に集中し審査に期間を要するため、3月に認定決定をいたします。あらかじめご了承ください。

3 保育所等の利用申込み

(1) 保育所等の利用申込みができる方

次の①②を満たす場合に保育所等の利用申込みをすることができます。

- ① 児童(※)と保護者が亀山市に住んでいて、住民登録がある方
もしくは、保育所等の利用を開始するまでに亀山市内へ転入することが確約できる方
- ② 保護者が就労や疾病等により家庭における保育ができない方
(＝保育の必要性の事由(P4、5参照)のいずれかに該当する)

※ 申込みの時点で未出生の場合

亀山市では、申込みの時点で未出生であっても、出産予定日から起算して利用希望年度内に0歳児クラスに到達する場合は利用申込みをすることができます。申込書への記入方法等については「V 保育所等に関するFAQのQ2(P28)」をご参照ください。

(2) 利用申込み時期・方法

保育所等の利用申込みは、必要な書類を受付窓口へ提出することにより行います。
必要な書類が揃っているかご確認のうえご提出ください。

【受付期間(土・日・祝日を除く)】

- ・1次募集 令和6年10月16日(水) ～ 令和6年10月31日(木)
- ・2次募集 令和6年11月1日(金) ～ 令和7年1月10日(金)
- ・3次募集 令和7年1月14日(火) ～ 令和7年3月5日(水)
- ・随時募集 (令和7年4月から毎月利用調整を行います)

※ 利用開始を希望する日の属する月の前月5日まで(5日が土日祝の場合は翌開庁日)

【受付窓口】

- ・亀山市総合保健福祉センター
「あいあい」11番窓口(子ども政策課保育サポートグループ)
- ・関支所1F 地域サービス室 (1次募集期間のみ)

申込時期については、希望利用開始日(＝保育所等の利用を始めたい日)が利用希望年度内であれば、1次募集からのお申込みが可能です。



育児休業が令和7年6月末で終わるので
7月から職場復帰するため保育所等を利用したい・・・

令和7年3月に出産予定で満6か月の翌月(10月)
から働きたいので保育所等を利用したい・・・



⇒ いずれの場合も1次募集からお申込みいただけます

(3) その他利用申込みに関すること ※必要書類については P10、11 参照

① 保育所等の確認

希望する保育所等について、実際に通園できる施設かどうかをご確認のうえお申込みください。

市内の保育所等一覧は P24、25 を、施設ごとの保育時間や延長保育の実施の有無については P26、27 をご覧ください。

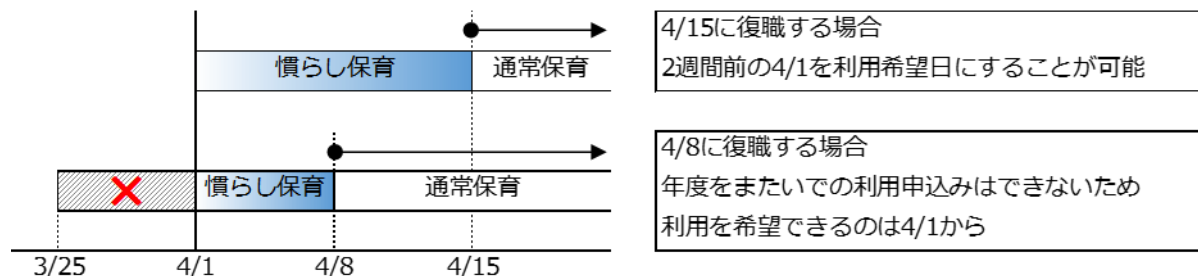
その他詳細については各施設にお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください。

園庭や保育室を開放し、保護者の方と自由に遊べる日（園庭・園解放）を設けている施設もあります。詳しくは、あいあい窓口にて配布しております『あいあいっこ・あすれっこだより』をご覧ください。（市ホームページにも掲載しています。）

② 「慣らし保育」について

入所後 2 週間程度は、児童が新しい環境に慣れるまでの期間「慣らし保育」として、保育所等で過ごす時間を短時間から徐々に延ばしていくのが望ましいです。

そのため、利用申込みでは慣らし保育の期間（2 週間以内）を見込んだ利用希望開始日とすることができます。ただし、年度をまたいでの慣らし保育はできませんのでご注意ください。



③ 郵送での利用申込み

申込書類の提出は郵送でも受付けます。ただし、書類に不備がある場合は受付けることができません。また、受付日は市担当課に到達した日となります。

〈送付先〉〒519-0164 三重県亀山市羽若町 545 番地
亀山市子ども未来部子ども政策課保育サポートグループ

④ 代理人による利用申込み

代理人による申込みは、申込書類の提出のみを可能とします。申込書類に不備がある場合、代理人による補記・訂正は認められませんのでご注意ください。なお、提出の際に申込者（保護者）との関係を確認するため官公署が発行した顔写真付きの証明書の提示等を求めることがあります。

⑤ 利用申込み内容の変更

利用申込みの内容に変更が生じる場合は、あいあい窓口にてすみやかに変更の手続きを行ってください。

⑥ 保育所等の利用にあたり配慮が必要と思われるお子さんの利用申込みについて

障がいのある児童や特別な支援、医療的配慮などが必要な児童の利用にあたっては、申込み時に窓口にご相談ください。



(4) 必要書類

申込みに必要な書類は、児童ひとりにつき各1枚ずつ必要になります。

きょうだいで申し込みをする場合には、就労証明書等同じ書類をきょうだいの人数分提出していただきます。その場合は、きょうだいのうち1名の書類を原本で提出していただければ、他のきょうだいの分については写しの提出でもかまいません。

① 全ての方が必要な書類

必要な書類	書類の説明
教育・保育給付認定申請書	教育・保育給付認定を受けるために必要な書類です。
保育所等利用（変更）申込書	保育所等の利用を始めたい日、希望施設、利用を希望する児童の状況、きょうだいで申し込む場合の条件等を確認するための書類です。
☆保育を必要とすることを証明する書類	教育・保育給付認定の審査及び利用調整のために必要な書類です。保育を必要とする事由によって提出する書類が異なります。

☆保育を必要とすることを証明する書類

「保育を必要とする事由（保護者の状況）」に応じた書類を、入所希望日を基準日として提出して下さい。

保育を必要とする事由	保護者等の状況	保育を必要とすることを証明する書類
就 労	居宅外労働の場合（予定含む）	就労証明書※ （就労内定の場合はその証明を受けて下さい）
	自営の場合	就労証明書※ 、自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届、農家台帳の写し等）
	内職の場合	就労証明書※ （賃金支払者からの証明を受けて下さい）
妊娠・出産	出産前の場合	家庭内保育困難申立書 、母子健康手帳の写し（母親の氏名と出産予定日が記載されているページ）
	出産後の場合	家庭内保育困難申立書 、母子健康手帳の写し（出生届出済証明のページ）
疾病・障がい	障がいによる手帳等の交付を受けている場合	家庭内保育困難申立書 、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し
	障がいによる手帳等の交付を受けていない場合	家庭内保育困難申立書 、診断書
介護・看護	保護者が同居の親族の介護・看護をしている場合	家庭内保育困難申立書 、介護・看護が必要であることがわかる書類（診断書、介護保険証の写し等）
災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっている場合	家庭内保育困難申立書 、り災証明書の写しほか災害復旧に当たっていることがわかる書類
求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている場合	就労予定申立書
就 学	学校等に在学中の場合	家庭内保育困難申立書 、在学証明書（入学予定の場合は合格通知）、在学期間及び修学時間がわかる書類

※ **就労証明書**は原則として証明書作成者が市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

★ **太字表記の書類**については、市のホームページから様式をダウンロードすることもできます。

② 状況に応じて必要な書類（対象者のみ）

【市外から転入される（予定の）場合】

☆**確約書**…利用開始希望日までに亀山市へ転入することを確約する書類です。
市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

☆**所得課税証明書**…転入日により必要な書類の年度が異なります。

亀山市への転入日	必要年度
令和 6 年 1 月 2 日 以降	令和 6 年度（令和 6 年 1 月 1 日にお住まいだった市区町村から取得してください。）
令和 7 年 1 月 2 日 以降	令和 7 年度（令和 7 年 1 月 1 日にお住まいだった市区町村から取得してください。） ※利用申込日が令和 7 年 7 月 4 日以前の場合は、令和 6 年度の所得課税証明書も必要になります。

【利用者負担額（保育料）の減免の対象となる場合】（※減免の詳細についてはP19～）

保護者等の状況	必要な書類
生活保護受給者	受給者証の写し
ひとり親世帯	離婚届の受理証明書または児童扶養手当証書・戸籍謄本・母子父子世帯証明書のいずれかの写し
在宅障がい児（者）を有する世帯	障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳・特別児童扶養手当受給者証、国民年金に基づく障害基礎年金等の受給者証のいずれかの写し

【きょうだいがみずきが丘道伯幼稚園に在園している（令和 7 年度利用児童に限る）場合】
（1 次募集から 3 次募集の期間に申し込みをされる方のみ必要となります。随時募集で申し込みをされる方は必要ありません。）

☆**在園証明書**（入園予定の場合は入園許可証等）

【入所を希望する児童が申込み時点で未出生の場合】

☆母子手帳の写し（出産予定日を記載したページ及び保護者の氏名を記載したページ）



(5) 広域利用 (亀山市外の保育所等への利用を希望する場合)

保育所等の利用申込みでは、一定の条件を満たす場合に限り例外的に、児童の住所地以外の市町に所在する保育所等への入所(＝広域利用)を希望することができます。

① 広域利用の申込みの条件

広域利用をお申込みいただくためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

(条件を満たしても必ず入所できるとは限りません。)

- 希望する保育所等が所在する市町と亀山市の双方が広域利用の取扱いをしていること
- 保護者の保育の必要性の事由が原則就労で、勤務時間が8時間程度/日のフルタイムであること
- 保護者の就労先が、利用を希望する施設と同じ市町であること
- 勤務時間及び通勤・送迎時間により亀山市内の保育所等を利用することが困難であること
(通勤・送迎のため利用困難である場合は、それを証明する書類の提出が必要です)

② 広域利用の申込みの方法

亀山市へ必要書類を提出してください。

必要書類は、市内の保育所等を申込みの場合と同様です。

受付期間については、原則市内の保育所等を申込みの場合と同様ですが、年度途中の申込みについては利用希望開始日の前々月末日となります。

受付はあいあい11番窓口です。

③ 広域利用の申込み後の流れ

亀山市から、希望する保育所等が所在する市町へ広域利用に関する協議の依頼をし、その結果(承諾・不承諾)を亀山市から申込者へ通知します。

承諾が得られたときは、面接等入所のために必要なことについて、申込者から当該保育所等へ直接連絡をして確認してください。

④ 広域利用に関する注意点

- 広域利用に係る利用調整は、希望する保育所等が所在する市民の利用調整の後に行われます。
- 協議結果が不承諾であった場合は、そこで手続きが終了します。
- 市内の保育所等の利用申込みと併願することはできません。
- 広域利用の途中で広域利用の条件を満たせなくなった場合、条件がなくなった月の末日で退所となります。
- 広域利用は、市内の保育所等への送迎等が困難であることから利用できるものです。送迎等が困難であると認められない場合は利用することができません。
- 広域利用は単年度契約です。次年度も継続して利用したい場合は、1次募集の期間に新規の利用申込みをしてください。ただし、必ずしも次年度も継続して利用できるとは限りません。



Ⅱ 利用調整について

保護者からの申込み内容を市が定める基準（利用調整基準）に照らして優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行います。

なお、関認定こども園アスレについては、関小学校区在住の世帯で、関認定こども園アスレを第1希望にして申込みをした児童を最優先に利用調整を行います。

1 利用調整基準

① 基礎指数（ランク）

保育の必要性の事由及びその必要量に応じてランクを定めます。

（基準の考え方） ・ ランクは、Sランクを最も優先度の高いものとし、S A B C D E F G Hの順に利用調整の順位が高いものとします。 ・ 保護者 1 人につき保育の必要性の事由が複数該当する場合は、順位の高いランクをその保護者のランクとして適用します。 ・ 同一世帯内の保護者間でランクが異なる場合は、順位の低いランクを世帯のランクとして適用します。		
保育の必要性の事由及びその必要量（※就労日数については目安）		ランク
就 労 （居宅外）	月 160 時間以上の就労を常態としている。	A
	月 140 時間以上 160 時間未満の就労を常態としている。	B
	月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態としている。	C
	月 96 時間以上 120 時間未満の就労を常態としている。	D
	月 72 時間以上 96 時間未満の就労を常態としている。	E
	月 48 時間以上 72 時間未満の就労を常態としている。	F
就 労 （居宅内）	月 160 時間以上以上の就労を常態としている。	B
	月 140 時間以上 160 時間未満の就労を常態としている。	C
	月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態としている。	D
	月 96 時間以上 120 時間未満の就労を常態としている。	E
	月 72 時間以上 96 時間未満の就労を常態としている。	F
	月 48 時間以上 72 時間未満の就労を常態としている。	G
妊娠・出産	出産又は出産予定日の前後各 2 か月の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	B
	出産予定日の 5 か月前から産後 1 2 か月までの期間（出産又は出産予定日の前後各 2 か月の期間を除く）にあって、出産の準備又は休養を要する。	H

保育の必要性の事由及びその必要量		ランク
疾病・障がい (病気・けが)	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	C
	通院加療を行い、月12日以上かつ週12時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。	E
疾病・障がい (障がい)	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級又は療育手帳重度(A)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳それ以外(B)の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E
介護・看護	臥床者・重度心身障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合。	A
	病人や障がい者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月12日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。	D
	病人や障がい者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月12日以上かつ週12時間以上24時間未満保育が困難な場合。	E
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
求職活動	継続的な求職活動または起業の準備をしている。	H
就学	就職に必要な技能習得のために1日4時間以上かつ月12日以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
その他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※

※ 「その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。

★ 「就労」の就労時間数は、休憩時間を含み、時間外就労及び通勤にかかる時間は含まないものとします。

★ 就労証明書で希望利用開始月以降の就労先が確認できない場合、原則としてGランクを適用します。

★ 「妊娠・出産」におけるランクの適用は、原則Hランクの適用とし、申出があるときに限りBランクを適用します。

★ 児童・世帯の状況に応じ、別途判断する場合があります。

② ランクの引上げ

次の表のとおり、「特に保育所等の利用が必要な世帯」に該当する場合は、ランクの引き上げを行います。

特に保育所等の利用が必要な世帯	引上げ後
ひとり親世帯	Sランクへ
生活保護世帯（自立支援につながる場合等に限る）	Sランクへ
生計中心者の失業（自己都合を除く）	Sランクへ
虐待又はDVのおそれがある等で社会的養護が必要な場合	Sランクへ
既にきょうだいが施設・事業を利用している場合であって、就労の事由により第一希望に同一の施設・事業の利用を申請する場合（※1 参照P16）	Sランクへ
既にきょうだいが施設・事業を利用している場合であって、就労以外の事由により第一希望に同一の施設・事業の利用を申請する場合（※1 参照P16）	1ランク引上げ
小規模保育事業所の卒園予定児	Sランクへ
市内で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として勤務している場合	1ランク引上げ
教育・保育給付認定の有効期間中に利用している特定教育・保育施設の確認の辞退または取消しがあった場合であって、施設・事業の利用を申請する場合	Sランクへ

- ③ 複数の児童が同一ランクで並んだ場合の利用調整（加点・減点）
同一ランクになった場合、「調整指数一覧表」に基づき指数を確定し、利用調整します。

調整指数一覧表

・保育の代替手段（主たる1項目のみ適用）

内容	指数	備考
利用申込児童を65歳未満の親族（保護者を基準とした尊属）が保育できる環境にある場合	-1	65歳未満の親族と同居している場合、その親族の就労証明書等の提出がある場合は除く。
認可保育所又は認定こども園からの転園（転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。）	-1	
市内の小規模保育事業を利用している場合	1	卒園予定児の翌年度の申込みの場合を除く。
市内の小規模保育事業の卒園予定児	5	利用期間が3月末日までであること。
利用申込時点で保育を必要とする事由があり、認可外保育施設（法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設に限る。）へ有償で預けている場合	3	契約書等利用していることがわかる書類の提出がある場合に限る。
認定の有効期間中に利用している特定教育・保育施設の確認の辞退または取消しがあった場合	4	

・世帯の状況

内容	指数	備考
保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級又は療育手帳重度（A）のいずれかを所持している場合	5 (3)	事由が「疾病・障害」の場合は（ ）の指数を適用。
保護者が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳それ以外（B）のいずれかを所持している場合	3 (2)	事由が「疾病・障害」の場合は（ ）の指数を適用。
同居の家族内（申込児童及び保護者を除く。）に身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を持っている者がおり日常的に介護している場合、もしくは同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合（在宅介護に限る。）	2	事由が「親族の介護」のときは加点しません。手帳または証明資料の提出がある場合に限る。
別居の家族内に身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を持っている者がおり日常的に介護している場合、もしくは別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合（在宅介護に限る。）	1	手帳または証明資料の提出がある場合に限る。
継続的な入院等、医療を必要としているきょうだい児の介護を行っている場合（施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。）	3	事由が「親族の介護」の場合のみ適用。
通信制大学、通信教育の学生	-1	

・就労状況等（父母共に該当する場合であっても調整指数は2倍とはなりません。）

内容	指数	備考
単身赴任	2	
両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯（就労時間帯が労働基準法第61条で定義される午後10時～午前5時に該当する場合）	1	就労証明書に記載がある場合に適用。
保護者のいずれかの勤務実績が1か月未満である世帯	-1	産前・産後休業、育児休業により、勤務実績が無い場合を除く。

・ひとり親世帯

内容	指数	備考
ひとり親世帯で 65 歳未満の同居親族がいない場合	3	
ひとり親世帯で 65 歳未満の同居親族がいる場合	1	

・きょうだいの状況（いずれかひとつ）

内容	指数	備考
多胎児が施設・事業の利用を申請する場合	4	
既にきょうだい施設・事業を利用している場合で、同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。）	4	
既にきょうだい施設・事業を利用している場合で、きょうだい利用している施設・事業以外に利用を申請する場合又はきょうだい同時に利用申込をする場合（多胎児の同時申請を除く。）	3	

・利用希望時期（2～3月利用希望は加点なし）

内容	指数	備考
4～5月利用希望	5	
6～7月利用希望	4	
8～9月利用希望	3	
10～11月利用希望	2	
12～1月利用希望	1	

④ 複数の児童が同一ランク・同一調整指数で並んだ場合の利用調整

同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の世帯の状況等に考慮して利用調整を行います。

	世帯の状況等
1	希望施設が所在する小学校区と申込者の住所地による小学校区が同じ場合に優先。
2	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯を優先。
3	市町村民税所得割合算額が低い世帯を優先。

⑤ 基準日

利用調整の判定を行うにあたっての基準日は、希望利用開始日です。

したがって、申請日時点で保育所等に在籍するきょうだいが希望利用開始日時点で小学生になっている場合はランク引上げの対象になりません。（参照P14※1）

⑥ 保護者が育児休業を取得した場合に既に保育所等を利用している児童の利用継続

在園児以外の子（第2子等）の産後12か月を超える育児休業中は、原則として保育所等の利用継続はできません。ただし、次のような保護者の諸事情及び児童福祉の観点から総合的に勘案したうえで、同一保育所等での一定期間の利用継続を例外的に認めることができるものとしています。

- ◆ 保護者の育児休業開始日において、次年度に就学を控えている児童（いわゆる年長児）については、育児休業期間中の利用継続を認めます。
- ◆ 3歳未満の児童については、育児休業期間が終了する前から利用している場合で、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される状況について「当該児童についての保育所長の意見」を勘案して、育児休業期間中の利用継続を認める場合があります。（育児休業の対象となる児童が満1歳に達する日以後の最初の3月31日まで利用できるものとしします。）

2 利用調整の結果について

利用調整結果は『子育て支援施設 利用内定通知書』又は『子育て支援施設 利用保留通知書』でお知らせします。このうち、保留通知書は初回利用調整時にのみ郵送します。次回以降の利用調整においても利用保留となった場合は、保留通知書の送付はありません。

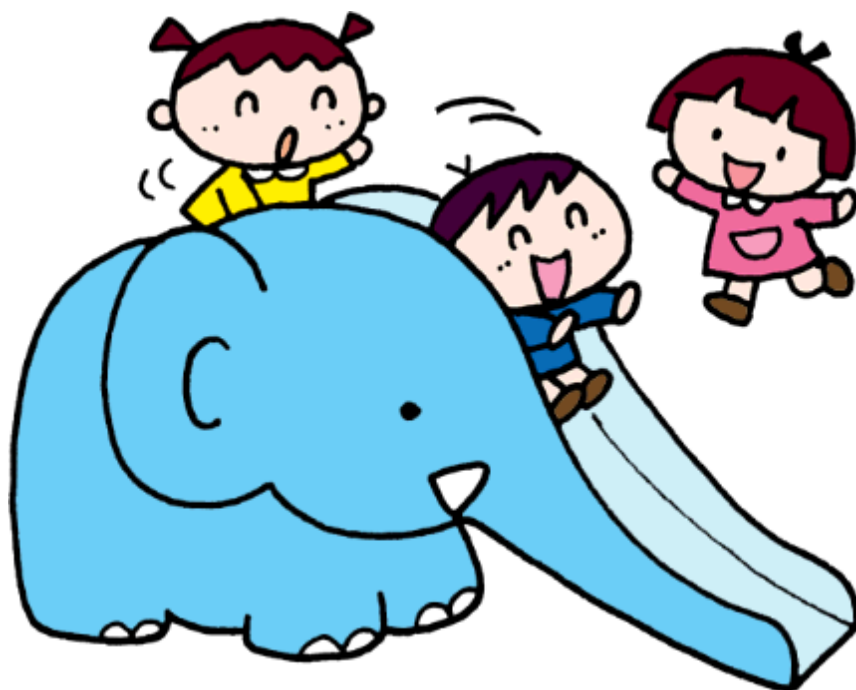
ただし、希望する施設を追加する等の申込内容に変更が生じた場合は、変更後の内容に対して改めて利用調整を行った結果を送付します。

※令和7年度利用調整結果の通知送付予定日は、下記のとおりです。

受付期間	通知書送付予定時期
1次募集	令和6年12月末頃
2次募集	令和7年2月中
3次募集	令和7年3月20日まで
随時募集	利用調整月の20日まで

3 その他利用調整に関すること

- 複数の保育所等を併願している場合、利用内定となった段階で、他の保育所等への利用申込みの効力はなくなります。利用調整で内定した保育所等以外の利用を希望するときは、改めて新規の申込みが必要です。
- 市外に在住の方が亀山市内の保育所等の広域利用（参照P12）の申込みをする場合、その利用調整は3次募集の受付期間後から行います。（申込みは、1次募集から可能です。）



Ⅲ 利用者負担額等について

1 利用者負担額等

保護者の課税情報や世帯の状況をもとに利用者負担額（保育料）を算定します。また、3歳クラス以上の場合、「幼児教育・保育の無償化」により利用者負担額は無料ですが、同じく保護者の所得等から副食費（給食のおかず・間食代）の免除の該非の判定をします。

（１）利用者負担額の算定方法

利用者負担額は、次の手順により算定します。

① 階層区分の確定

保護者または家計の主宰者（以下「保護者等」といいます。）の市町村民税と保育の必要量から、市の規則に定める「階層表」により基礎的な利用者負担額を確定します。

＜階層表①（亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則別表第１）＞

階層区分	定義 (※金額は保護者等の市町村民税所得割課税額の合算額)	利用者負担額	
		保育の必要量	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税のひとり親世帯等で現に児童を扶養しているものの世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税非課税のその他の世帯（※無償化対象）	0円	0円
第4階層	市町村民税均等割課税のみの世帯	9,100円	8,900円
第5階層	12,000円未満	11,000円	10,800円
第6階層	12,000円以上 24,000円未満	14,500円	14,300円
第7階層	24,000円以上 36,000円未満	16,600円	16,300円
第8階層	36,000円以上 48,600円未満	18,800円	18,500円
第9階層	48,600円以上 60,000円未満	21,200円	20,800円
第10階層	60,000円以上 72,000円未満	23,700円	23,300円
第11階層	72,000円以上 84,000円未満	26,300円	25,900円
第12階層	84,000円以上 97,000円未満	28,900円	28,400円
第13階層	97,000円以上 111,000円未満	31,500円	31,000円
第14階層	111,000円以上 125,000円未満	34,100円	33,500円
第15階層	125,000円以上 169,000円未満	36,900円	36,300円
第16階層	169,000円以上 301,000円未満	37,600円	37,000円
第17階層	301,000円以上 397,000円未満	38,300円	37,600円
第18階層	397,000円以上	39,000円	38,300円

- ※ 利用者負担額を計算する際の税額には、次の控除は適用しません。
 寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除
- ※ 年少扶養親族の申告をしている場合、その申告をしている保護者等個々の市町村民税所得割額から年少扶養控除を参照した額（年少扶養親族1人につき約20,000円）を控除して得た額を階層区分の判定に適用します。

② 「ひとり親世帯等」の該当確認

次の世帯に該当する場合は、「ひとり親世帯等」として利用者負担額が軽減されます。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ 次に掲げる在宅障がい者を有する世帯

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の受給者、国民年金法に基づく障害基礎年金等の受給者

ウ 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

③ 児童順位の確認

多子世帯においては、同一世帯で小学校就学前の範囲において幼稚園、保育所、その他これに準ずる施設・事業を同時利用されている場合の利用者負担額は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

また、保護者等の市町村民税所得割課税額によっては、児童の年齢にかかわらず、次のとおり利用者負担額を軽減します。

減免対象世帯	第2子	第3子以降
保護者等の市町村民税所得割課税額の合算額が 57,700 円未満の世帯	半額	無料
ひとり親世帯等で保護者等の市町村民税所得割課税額の合算額が 77,101 円未満の世帯	無料	無料

☆ 利用者負担額の算定方法 早見表

クラス年齢	ひとり親世帯等	所得割合算額	児童順位	利用者負担額
0～2 歳	該当する	77,101 円未満	1 人目	階層表②に定める額
			2 人目※	無料
			3 人目以降※	無料
		77,101 円以上	1 人目	階層表②の児童順位： 1 人目の列に定める額
			2 人目	階層表②の児童順位： 2 人目の列に定める額
			3 人目以降	無料
	該当しない	57,700 円未満	1 人目	階層表①に定める額
			2 人目※	階層表③に定める額
			3 人目以降※	無料
		57,700 円以上	1 人目	階層表①に定める額
			2 人目	階層表③に定める額
			3 人目以降	無料
3歳以上	—	—	—	無料

※ きょうだい児童の年齢制限なし（保護者に監護されている者に限る）。

<階層表②（「ひとり親世帯等」に該当する場合の利用者負担額）>

階層区分	定義	利用者負担額			
		児童順位：1人目		児童順位：2人目	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第4階層	市町村民税均等割課税のみの世帯	0円	0円	0円	0円
第5階層	12,000円未満	5,000円	4,900円	0円	0円
第6階層	12,000円以上 24,000円未満	6,750円	6,650円	0円	0円
第7階層	24,000円以上 36,000円未満	7,800円	7,650円	0円	0円
第8階層	36,000円以上 48,600円未満	8,900円	8,750円	0円	0円
第9階層	48,600円以上 60,000円未満	9,000円	9,000円	0円	0円
第10階層	60,000円以上 72,000円未満	9,000円	9,000円	0円	0円
第11階層①	72,000円以上 77,101円未満	9,000円	9,000円	0円	0円
第11階層②	77,101円以上 84,000円未満	25,300円	24,900円	12,650円	12,450円
第12階層	84,000円以上 97,000円未満	27,900円	27,400円	13,950円	13,700円
第13階層	97,000円以上 111,000円未満	30,500円	30,000円	15,250円	15,000円
第14階層	111,000円以上 125,000円未満	33,100円	32,500円	16,550円	16,250円
第15階層	125,000円以上 169,000円未満	35,900円	35,300円	17,950円	17,650円
第16階層	169,000円以上 301,000円未満	36,600円	36,000円	18,300円	18,000円
第17階層	301,000円以上 397,000円未満	37,300円	36,600円	18,650円	18,300円
第18階層	397,000円以上	38,000円	37,300円	19,000円	18,650円

《減免の内容》

- ・第4階層・・・・・・・・・・・・・ 無料
- ・第5階層～第8階層・・・・・・・・・ 階層表①の額から1,000円を控除した額の1/2
(2人目は無料)
- ・第9階層～第11階層①・・・・・・ 9,000円(2人目は無料)
- ・第11階層②～・・・・・・・・・ 階層表①の額から1,000円を控除した額

<階層表③（「ひとり親世帯等」以外の場合の児童順位2人目の利用者負担額）>

階層区分	定義	利用者負担額	
		児童順位：2人目	
		保育標準時間	保育短時間
第4階層	市町村民税均等割課税のみの世帯	4,550円	4,450円
第5階層	12,000円未満	5,500円	5,400円
第6階層	12,000円以上 24,000円未満	7,250円	7,150円
第7階層	24,000円以上 36,000円未満	8,300円	8,150円
第8階層	36,000円以上 48,600円未満	9,400円	9,250円
第9階層	48,600円以上 60,000円未満	10,600円	10,400円
第10階層	60,000円以上 72,000円未満	11,850円	11,650円
第11階層	72,000円以上 84,000円未満	13,150円	12,950円
第12階層	84,000円以上 97,000円未満	14,450円	14,200円
第13階層	97,000円以上 111,000円未満	15,750円	15,500円
第14階層	111,000円以上 125,000円未満	17,050円	16,750円
第15階層	125,000円以上 169,000円未満	18,450円	18,150円
第16階層	169,000円以上 301,000円未満	18,800円	18,500円
第17階層	301,000円以上 397,000円未満	19,150円	18,800円
第18階層	397,000円以上	19,500円	19,150円



（２）副食費の免除

次の条件に該当する場合は、公立・私立園を問わず副食費が免除となります。

- ① 保護者等の市町村民税所得割課税額の合算額が 57,700 円未満の世帯
- ② ひとり親世帯等で保護者等の市町村民税所得割課税額の合算額が 77,101 円未満の世帯
- ③ 児童順位（P19③）が第3子（3人目）以降の児童

（３）利用者負担額等の切替

利用者負担額等の算定・判定は、4 月及び 9 月に行います。

4 月の切替え時には算定のもととなる課税情報に変わりはありませんが、児童の卒園または入所による児童順位の変更により利用者負担額等が変わる場合があります。（参照 P19）

令和 7 年度における利用者負担額等の算定は、次の年度の課税情報をもとに行います。

- ① 令和 7 年 4 月から同年 8 月までの利用者負担額等 ・ ・ ・ ・ ・ 令和 6 年度の課税情報
- ② 令和 7 年 9 月から令和 8 年 3 月までの利用者負担額等 ・ ・ ・ 令和 7 年度の課税情報

※ 利用者負担額等の算定に際して、課税情報が亀山市にない方については、転入前にお住まいだった市区町村から所得課税証明書を取得し、提出する必要があります。（参照 P11）

（４）利用者負担額等の支払方法

利用施設・事業によって支払方法が異なります。

- ① 保育所、公立認定こども園
 - ・ 原則、口座振替で市が徴収します。振替日は毎月 15 日です。
（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）
 - ・ 口座振替の申込みは、児童ごとに口座振替依頼書を金融機関へご提出下さい。
 - ・ 各月の納期限までに利用者負担額の納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤め先への照会等）や差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- ② 保育所以外（私立認定こども園、小規模保育事業所）
 - ・ 直接施設へお支払いください。
 - ・ 支払方法等については、各施設にお問い合わせください。

（５）その他利用者負担額等に関すること

- ・ 利用途中でひとり親等になった場合などは、変更の届出に基づき利用者負担額等の再算定を行います。
- ・ 課税情報は利用者負担額の決定時にのみ利用しているため、常に最新の情報を把握しているわけではありません。修正申告等により所得割課税額等が変更された場合は、窓口までお申し出ください。再算定後の利用者負担額等は、申出があった月の翌月から反映されます。
- ・ 海外赴任等により日本で課税がなされていない場合は、事業所が発行する所得金額、社会保険料控除額等が記載された証明書を提出してください。
- ・ 月の途中で利用を開始又は退所した場合、利用者負担額は日割りとなります。
（給食費は日割り等を行いません。）

2 その他の費用

利用者負担額以外にも、保育所運営費に含まれない必要経費として用品代や教材費などをご負担いただくことがあります。これらは、施設やクラス年齢によって異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

《参考：令和6年度における諸費用》

① 給食費（月額）

施設	給食費	
	副食費	主食費
公立保育所	4,500 円	※
（公立）関認定こども園アスレ	4,500 円	1,000 円程度
（私立）川崎愛児園	4,500 円	※
（私立）野登ルンビニ園	4,500 円	※
（私立）なのはな保育園	4,500 円	1,000 円
（私立）あんぜんの丘こども園 （旧第三愛護園）	4,500 円	※
（私立）亀山愛児園	5,000 円（おやつ代を含む）	

※ 主食は持参。月に数回、施設が提供する主食（米、パン、麺類）については実費負担。

※ みずきが丘道伯幼稚園は令和7年度から認定こども園となるため、記載しておりません。

※ 令和7年度から公立保育所の副食費は変更となる場合があります。私立保育所については、施設によって異なるため、直接各施設へお問い合わせください。

② 用品代（令和6年度公立保育所）

（円）

用品名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
文房具・管理用事務用品	190	190	1,320	4,150	5,130	5,130
カラー帽子	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
防災ずきん			2,300	2,300	2,300	2,300
園服				5,600	5,600	5,600
計	990	1,190	4,620	13,050	14,030	14,030

③ その他の費用（令和6年度公立保育所）

その他の費用	金額
保護者会会費	月額 約 500 円
絵本代	月額 約 400 円
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	保育所 年額 240 円 認定こども園 年額 210 円



3 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化により令和元年10月以降の利用者負担額等の取扱いは次のとおりとなっています。

① 利用料の無償化

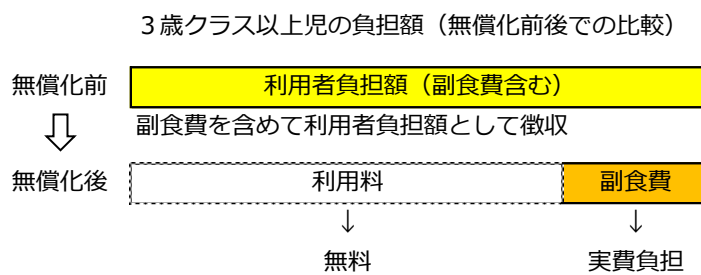
次の児童の利用者負担額は、無料です。

- ・ 3歳クラス以上の児童
- ・ 0歳クラスから2歳クラスの間に属する住民税非課税世帯の児童

② 給食費の実費徴収

保育所等において提供する3歳以上児の給食費については、主食費（ごはんやパン代）と副食費（おかず・間食代）とで分かれており、このうち副食費については、無償化以前は利用者負担額（利用料）に含まれていましたが、無償化以後は、主食費と同様、保護者による実費負担となりました。

なお、3歳未満児の給食費については、利用者負担額に含まれていますので、実費徴収はありません。



【公立園】

主食費：毎月の実費額を現金により納付いただきます。

副食費：毎月、口座振替もしくは納付書により納付いただきます。

（いずれも食材発注を行う関係から、日割り等はいりません。）

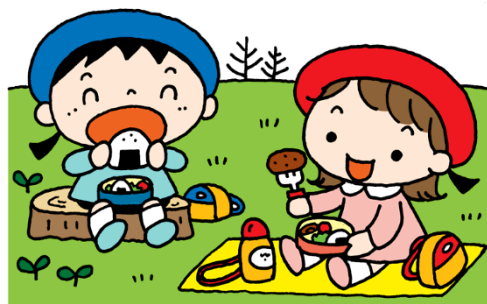
【私立園】

主食費、副食費とも、各施設の規定によります。

【副食費の免除】（参照P21）

公立・私立の区分に関わらず、一定の要件に該当する児童の副食費は免除となります。

（主食費の免除はありません。）



Ⅳ 亀山市内の保育所等

1 亀山市内の保育所等一覧

公私区分	施設		所在地	地図	電話番号 (0595)
公立	認可保育所	第一愛護園	南崎町751	①	82-0350
		第二愛護園	本町4丁目8-25	②	82-0944
		みなみ保育園	天神三丁目2-33	③	82-0524
		神辺保育園	太岡寺町1259-2	④	82-5807
		昼生保育園	中庄町695-3	⑤	82-1001
		和田保育園	和田町1488-168	⑥	82-5883
		川崎南保育園	長明寺町250-2	⑦	82-8836
		加太保育園	加太板屋4620	⑧	98-0134
	認定こども園	関認定こども園アスレ	関町木崎786	⑨	96-0181
私立	認可保育所	川崎愛児園	川崎町4928	⑩	85-8018
		野登ルンビニ園	両尾町2193	⑪	85-8030
		なのはな保育園	川合町1209	⑫	97-3624
	認定こども園	あんぜんの丘こども園 ※1	田茂町479-1	⑬	82-0782
		亀山愛児園	東町1丁目10-16-1	⑭	83-1523
		みずきが丘道伯幼稚園 ※2	みずきが丘81	⑮	84-0220
	小規模保育事業所（A型）	ちびっこかめやま園	栄町1413-11	⑯	82-6464
		かめ愛こどもの家	東町1丁目6-27	⑰	83-1523

※1 「第三愛護園」は、令和7年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行します。それに伴い、「あんぜんの丘こども園」に名称を変更し、「田茂町479番地1」に移転します。

※2 「みずきが丘道伯幼稚園」は、令和7年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行します。



保育所等地図



凡例 ◎ …市役所 ヲ …消防署 ⊗ …警察署
 * ⊗ …小中学校・高等学校 ㊤ …郵便局

2 保育所等の保育内容等について

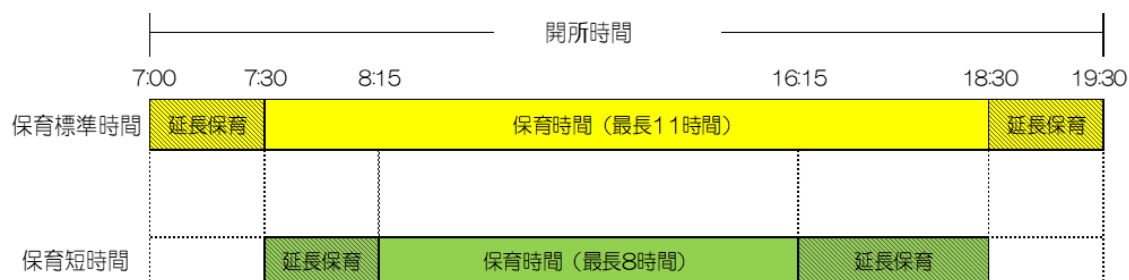
(1) 利用時間（保育時間）

保育時間の設定は施設ごとに異なります。市内保育所等の保育時間は次のとおりです。

公・私	施設名	保育標準時間	保育短時間	土曜日
公立	第一愛護園	7:30 ~ 18:30	8:15 ~ 16:15	7:30 ~ 12:00
	第二愛護園			
	みなみ保育園			
	神辺保育園			
	昼生保育園			
	和田保育園			
	川崎南保育園			
	加太保育園			
	関認定こども園 アスレ			
私立	川崎愛児園	7:15 ~ 18:15	8:15 ~ 16:15	8:00 ~ 12:00
	野登ルンビニ園	7:30 ~ 18:30	8:15 ~ 16:15	—
	なのはな保育園	7:15 ~ 18:15	8:00 ~ 16:00	8:00 ~ 17:30
	あんぜんの丘 こども園	7:30 ~ 18:30	8:15 ~ 16:15	7:30 ~ 12:00
	亀山愛児園	7:30 ~ 18:30	8:15 ~ 16:15	7:30 ~ 17:00
	みずきが丘道伯 幼稚園	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 16:00
	ちびっこかめやま園	7:30 ~ 18:30	8:15 ~ 16:15	7:30 ~ 12:00
	かめ愛こどもの家	7:30 ~ 18:30	8:15 ~ 16:15	7:30 ~ 17:00

(2) 延長保育

「保育短時間」認定の児童は、保育所等が定める保育時間（8時間）を超える前後の時間帯、「保育標準時間」認定の児童は、保育所等が定める保育時間（11時間）を超える前後の時間帯を利用する場合は、「延長保育」となり、別途延長保育料をご負担いただきます。



① 事前申込み

延長保育を利用する予定の方は、事前に各保育所等へお申込みください。申込みは原則、月単位での利用となります。利用にあたっては、各保育所等の承諾が必要です。

③ 延長保育料、間食（おやつ）代

延長保育を利用する場合は、別途延長保育料をご負担いただきます。

また、利用される時間帯により、間食（おやつ）を提供しますので、その場合は実費分として間食（おやつ）代をご負担いただくことがあります。

延長保育料、間食（おやつ）代については、各施設にお問い合わせください。

③ 利用にあたっての注意

延長保育の利用にあたっては、申込みの内容に応じた職員配置等を予め行うことから、申込後に実際の利用がなくても1か月分の延長保育料及び実費をご負担いただきます。

※ 保育時間（11時間）を超える延長保育を実施している施設は下表のとおりです。

また、申込方法や利用の可否、延長保育で対応できる開所の時間等、詳細は施設により異なります。そのため、各施設に事前にお問い合わせいただく等、状況を確認のうえ、利用申込みをお願いします。

〈延長保育実施保育所等〉

公・私	施設名	標準保育時間の前後	
		前	後
公立	和田保育園	—	18:30 ~ 19:30
	関認定こども園アスレ		
私立	川崎愛児園	—	18:15 ~ 18:45
	野登ルンビニ園	7:00 ~ 7:30	18:30 ~ 19:00
	なのはな保育園	—	18:15 ~ 20:00
	亀山愛児園	7:00 ~ 7:30	18:30 ~ 19:00

③ 延長保育料（公立保育所、公立認定こども園（保育所部分））

※ 私立保育所等については各施設にお問い合わせください。

区分	延長保育料	
7時30分から 8時15分まで	—	1人につき200円/日
16時15分から 18時30分まで	—	1人につき200円/日
18時30分から 19時まで	利用者負担額の階層区分（以下、この表において同じ。）が第1階層から第4階層	0円
	階層区分が第5階層から第6階層	1人につき1,000円/月
	階層区分が第7階層から第11階層	1人につき1,500円/月
	階層区分が第12階層から第18階層	1人につき2,500円/月
18時30分から 19時30分まで	階層区分が第1階層から第4階層	0円
	階層区分が第5階層から第6階層	1人につき2,000円/月
	階層区分が第7階層から第11階層	1人につき3,000円/月
	階層区分が第12階層から第18階層	1人につき5,000円/月

備 考

1 延長保育料についても、利用者負担額と同様に減免（参照P19～）があります。

（1）小学校就学前児童が同一世帯に複数人いる場合の第2子半額、第3子以降無料

（2）保護者等の所得割合算額が57,700円未満の世帯の第2子半額、第3子以降無料

（3）ひとり親世帯等で保護者等の所得割合算額が77,101円未満の世帯の第2子以降無料

2 この表の「7時30分から8時15分まで」及び「16時15分から18時30分まで」の区分の適用は、保育の必要量の認定区分が保育短時間である世帯のみとなります。

（参照P6～）

V 保育所等に関するFAQ

■■■利用申込みに関すること■■■

Q1 育児休業中でも保育所等の利用申込みはできますか？

A1 産後12か月までは、乳児の育児をすることにより他の子どもの育児が困難となるため、妊娠・出産の事由で利用申込みができます。ただし、産後12か月を超える育児休業の間は、原則利用申込みができません。

Q2 1次募集や2次募集での申込みの時点で未出生の場合でも、当該未出生の子についての利用申込みはできますか？

A2 利用申込みが可能です。申込みの際、申込書類の児童の氏名欄は「未出生」と記入し、母子手帳の出産予定日を記載したページと、保護者の氏名を記載したページの写しを添付してください。また、産後は母子手帳の出生届出済証明のページと、保護者の氏名を記載したページの写しを窓口に出すと同時に申込書類へ名前・生年月日等を記入してください。

Q3 定員に達した施設でも利用申込みをすることはできますか？

A3 利用申込みが可能です。在園児の退園等で空きが出た場合、利用申込みのあった方が利用調整の対象となりますので、利用の希望があれば申込みを行ってください。

Q4 利用申込みの前に施設の見学は必要ですか？

A4 必ずしも必要ではありませんが、できるだけお子さんと一緒に見学することをお勧めします。保育内容や、開所時間内に送迎可能か、送迎用の駐車場の位置等をご自身でご確認ください。なお、見学の有無が利用調整に影響することはありません。

Q5 きょうだいの利用申込みですが同じ施設を利用できますか？

A5 既にきょうだい児が施設を利用している場合については利用調整基準で優先されますが、調整の結果、空き状況等により、別々の施設になることもあります。

Q6 令和6年度に利用申込みをしましたが、保留となっています。令和7年度も利用を希望する場合、再度利用申込みが必要ですか？

A6 保育所等の利用申込みはその年度においてのみ有効であるため、改めて令和7年度の利用申込みを行う必要があります。

Q7 宗教信仰の理由から食事に制限がある場合は、どうしたらよいですか？

A7 給食から除去を希望する場合は、『保育所等利用（変更）申込書』の「児童の状況」「健康状態」の項目にある「その他」の欄に除去を希望する旨を記入してください。あわせて、面接時に園長にお伝えください。

Q8 希望する施設を変更する場合、どのような手続きが必要ですか？

A8 市窓口で希望する施設への保育所等利用（変更）申込書を提出してください。

■■■認定・利用申込書類に関すること（記入方法、証明書など）■■■

Q9 利用申込書の「入所を希望する保育所等」の欄には、必ず第8希望まで書かなければならないのですか？

A9 利用申込書には第8希望まで記入できるようになっていますが、必ずしも8つの施設を書く必要はありません。事前に見学のうえ、必ず通うことができる範囲で記入するようにしてください。

Q10 きょうだいで申請を行う場合、保育が必要なことを証明する書類はきょうだい全員分必要ですか？

A10 原本は1枚で結構ですが、写しをご用意いただき、各々の申請書に添付してください。

Q11 同居の祖父母が利用希望日時時点で64歳以下の場合、当該祖父母についても子どもを保育することができない書類の提出が必要ですか？

A11 保育の必要性の確認は保護者のみが対象となるため、同居親族についての書類の提出は必須ではありません。ただし、利用調整の際の調整指数が減点となるため提出をお勧めします。
(参照P15)

Q12 市外から亀山市内に引っ越しを考えていますが、申込書の住所はどの住所を書けばいいですか？

A12 申込書には現住所を記入しますが、引っ越し先が決まっている場合は、確約書(参照P11)に新しい住所を記入してください。なお、市からの通知は申込書の住所へ送付しますので、送付を希望する住所が申込書の住所と異なる場合は提出する際にお伝えください。また、住民票を異動した場合はすぐにご連絡ください。

Q13 就労証明書はいつの時点の状況で作成すればよいですか？

A13 入所希望日時時点で保育の必要性があるかを判断するため、入所希望日を基準日として作成をお願いします。入所希望日を基準日として作成できない場合は、保育所等利用申込みの締切日を基準日として作成してください。なお、就労証明書で就労先が未定の場合は利用調整のランクが異なりますのでご注意ください。また、就労状況が変わる場合は速やかに変更した就労証明書を提出してください。

■■■転園に関すること■■■

Q14 現在、認可保育所を利用していますが、他の保育所等に転園することはできますか？

A14 再度利用申込みを行うことにより、転園を希望することができます。このとき、保育を必要とすることを証明する書類については、申込み時点における最新のものを提出してください。

Q15 転園が決まりましたが、事情により前の施設に戻りたいので辞退することはできますか？

A15 転園が内定した場合には、転園後の枠に別の利用希望者が決定するため、前の施設に戻ることはできません。転園の必要がなくなった場合は、速やかに転園の申込みを取り下げてください。

■■■利用調整に関すること■■■

Q16 労働時間を短縮した勤務をしています、ランクはどうなりますか？

A16 ランクは入所希望日時点での雇用契約の勤務時間で決定します。このため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児短時間勤務により、雇用契約の時間が短縮されている場合は、短縮中の勤務時間によりランクを決定します。

Q17 利用申込みしましたが求職中だったため、ランクが低く保留となっていました。今後、就職が内定した場合、ランクは上がりますか？

A17 申込み後に保育の必要性の事由が変わった場合は、当該事由に係る「保育を必要とすることを証明する書類」(参照P10)を提出してください。直後の利用調整時から当該事由に応じたランクを適用し、利用調整を行います。

Q18 1つの施設だけを希望した場合、複数の希望を出すより優先されるのでしょうか？

A18 ランクの判定の際、希望順位は考慮しませんので、第1希望の方や1施設のみ希望の方が有利ということはありません。利用調整基準に基づくランクの高い児童から施設の利用調整を行います。なお、複数の施設で利用が可能になった場合には、希望順位が一番高い施設を内定とします。

Q19 利用調整の結果、第3希望の施設に内定しました。第1希望の施設に空きが出たら転園できますか？

A19 転園できません。複数の施設に利用申込みをしていて、いずれかの施設で内定となった場合は、他施設への申込みの効力はなくなります。利用が内定した施設以外を希望する場合は、再度利用申込みをしていただき、翌月以降の利用調整対象となります。

Q20 内定を取下げた場合、今後の調整で減点になりますか。

A20 減点になりません。ただし、翌月に再び内定するとは限りません。

Q21 当初の申請内容が事情により変わってしまった場合はどうすればよいですか。

A21 当初の申請内容（保育の必要性）が異なる場合は、内定が取消しとなる場合があります。申請内容に変更が生じた場合は速やかに市へご相談ください。

■■■利用者負担額（保育料）に関すること■■■

Q22 公立と私立の施設で利用者負担額は違いますか？

A22 利用者負担額の違いはありません。ただし、利用者負担額以外の費用は施設によって異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

Q23 3歳の誕生日を迎えたら無償化の対象になりますか？

A23 3歳児クラスから5歳児クラスが無償化の対象となります。よって、2歳児クラスで在園中に3歳の誕生日を迎えても無償化の対象とはなりません。
（幼児教育・保育の無償化 ⇒ 参照P23）

Q24 施設を利用している児童が、2人目の子どもの場合は第2子の利用者負担額ですか？

A24 認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所等を利用している兄弟がいる場合は、第2子の利用者負担額になります。上の子が小学生以上の場合は、利用している児童が2人目の子どもでも第1子の利用者負担額が適用されます。ただし、所得割額によっては減免の対象となります。
（利用者負担額の減免 ⇒ 参照P19～）

Q25 上の子が私立幼稚園に通っている場合、施設を利用している下の子の利用者負担額は安くなりますか？

A25 上の子が私立幼稚園、下の子が保育所等を利用している場合、下の子の利用者負担額はきょうだい児多子軽減が適用されますので市窓口に出す上の子の幼稚園の在園証明書（新年度入園の場合は入園許可証）を提出してください。

Q26 欠席した場合、利用者負担額は日割り計算されますか？

A26 自己都合（施設の休園等以外）による欠席については、日数に関わらず日割り計算はしません。

Q27 ひとり親世帯の利用者負担額は無料ですか？

A27 利用者負担額（保育料）は世帯の課税額によって決定しますので、無料とは限りません。

Q28 両親と同居している母子世帯ですが、別世帯である両親のいずれかが家計の主宰者となりますか？

A28 祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合には、当該祖父母等のうち市民税課税額が最も多い方を家計の主宰者として利用者負担額等の算定対象に含めます。なお、同居の祖父母等が別世帯で、生計がそれぞれの世帯で独立していると認められる場合は、別世帯の方が利用者負担額等の算定対象になることはありません。

■■■その他■■■

Q29 長期間子どもを休ませることはできますか？

A29 正当な理由がなく相当な期間（1か月程度）保育所等を利用しなかった場合は退所となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額等は全額納付していただきます。

Q30 里帰り出産を考えています。その間、在園児の休園は認められますか？

A30 里帰り出産の場合は休園を認めています。休園中も在籍している形になりますので、利用者負担額は全額納付していただきます。

Q31 仕事を辞めることになりました。このまま施設を利用できますか？

A31 就労からの変更の場合は、3か月間は求職活動を理由に継続利用が可能です。ただし、保育を必要とする事由がなくなった場合は退所となります。

Q32 利用開始後、転職や引越し等で、教育・保育給付認定の内容に変更があった場合は手続きが必要ですか？

A32 必要です。認定の内容に変更があった場合は、市窓口へ届け出てください。必要な届け出がなされなかった場合、利用を継続できなくなることがありますので、必ず利用中の施設又は市窓口にお問い合わせのうえ必要な書類を提出してください。

Q33 育児休業の延長手続きのため『保育所にて保育が実施されない事実を証明することができる書類』がほしいのですが、どうしたらよいですか？

A33 保育所等の利用保留を証明する書類として、利用調整後に発行される『子育て支援施設 利用保留通知書』のほか、『保育所等利用保留証明書』を発行することができます。証明書の発行を希望する場合は市窓口へ申請してください。

ただし、利用保留中でない場合には、保留証明書は発行できませんのでご注意ください。

Q34 両親ともに下の子の育児休業を取得した場合、上の子が引き続き園を利用することは可能ですか？

A34 認定に影響がない期間、もしくは両親で育児を交代する場合のみ継続利用を認めますが、それ以外の場合は保育の必要性に欠けるものとして保育の認定が取消しになる場合があります。

Q35 利用内定しましたが、保育の必要性の事由が就労から求職活動に変わりました。どうなりますか？

A35 当初の申請と保育の必要性の事由が異なる場合には、再度利用調整を行う必要があるため、内定を辞退していただきます。市の窓口へ辞退届を提出してください。

Q36 インフルエンザなどの感染症で仕事を休み、就労時間が月48時間を超えない場合、施設は利用できなくなりますか？

A36 直ちに教育・保育給付認定を取り消すことや、保育所等の利用を解除することはありませんが、長期間、月の就労時間が保育実施基準を満たさない場合は、就労実績の再確認、り患証明等の証明書類の提出などを依頼する場合があります。

Q37 園が休園もしくはクラス閉鎖になった場合の利用者負担額等はどのようにしますか？

A37 園が休園もしくはクラス閉鎖した期間についてのみ日割りによる還付を行います。



MEMO

